

臨時的任用職員（常勤代替教諭・常勤代替事務職員）及び会計年度任用短時間勤務職員（非常勤講師・学校事務補助員）の勤務条件等について

令和6年度

	臨時的任用職員 ①常勤代替教諭 ②常勤代替事務職員	③非常勤講師	④学校事務補助員
職務内容	①出産休暇や休職に入る教員の代替や欠員が生じた場合に、学級運営や授業を行います。 ②出産休暇や休職に入る学校事務職員の代替や欠員が生じた場合に、教職員の給与支払い関係事務（教育委員会への報告等）や教材の購入、施設管理に関する事務等を行います。	教員が傷病休暇や介護休暇をとる場合や学校運営上必要な場合などに、教科指導や学級運営補助等を行います。	学校事務職員が傷病休暇や介護休暇をとる場合や育児短時間勤務をする場合の後補充等として、教職員の給与支払い関係事務（教育委員会への報告等）や施設管理等に関する事務を行います。
勤務日 勤務時間	正規職員と同じ (1週につき38時間45分)	週5日以内、1日6時間以内 月曜～金曜のうち校長が指定する日。やむを得ず土日祝日等に勤務を命じた場合は平日に振替・代休とする。 <u>※長期休業期間中の勤務なし（夜間中学校勤務の非常勤養護教諭を除く）。</u>	週5日以内 1日5.5時間又は3時間 1週27.5時間以内 月曜～金曜のうち校長が指定する日。やむを得ず土日祝日等に勤務を命じた場合は平日に振替・代休とする。 <u>※原則長期休業期間中の勤務なし。</u>
年休	原則として常勤職員と同じ 例：任用期間が4/1～9/30の場合 4/1に10日付与 10/1更新時に10日付与	・労働基準法に定める日数を付与 ・付与日数のうち一部（3日）を任用時に付与し、残りを任用の日から6月経過した日に付与	
その他休暇	正規職員と同じ (傷病休暇は異なります。)	特別休暇（有給・無給の別あり）、私傷病休暇等	
給与/報酬等	月給制 職歴に応じて決定 (参考)令和5年度 教諭で大卒1年目の場合 約259,321円 教諭で短大卒1年目の場合 約233,745円 教諭で60歳以上の場合 約276,278円 学校事務で大卒1年目の場合 約202,720円 ※この額には、給料・教職調整額・地域手当・義務教育等教員特別手当を含みます。	日額制（※注意1） 時給2,314円を基本とし、1日の勤務時間数により日額として計算 例：1日4時間勤務の場合 2,314円×4時間＝9,256円	日額制（※注意1） 時給1,168円を基本とし、1日の勤務時間数により日額として計算 5.5時間勤務：6,424円 3時間勤務：3,504円
諸手当	扶養手当、住居手当、期末勤勉手当等 ※各月1日以外の日から任用された場合は、その月の手当は支給されません。	期末・勤勉手当※次のいずれにも該当する場合に支給あり。 ① 基準日（6/1, 12/1。以下同じ。）に在籍していること。 ② 基準日において基準日が属する会計年度における任用期間が6月以上であること。 ③ 基準日以前6か月における勤務時間が1週間平均15時間30分以上であること。（勤務条件ではなく、勤務実績によります。）	
通勤手当	常勤職員の制度に準じて支給（片道2km以上ある場合に支給。（ただし徒歩の場合は2km以上でも支給なし。）） ※上限あり。臨時的任用職員の場合、各月1日以外の日から任用された場合は、その月の手当は支給されません。		
退職金	任用が6月を超えた場合支給	支給なし	
社会保険	加入要件を満たす場合に加入。 健康保険：公立学校共済組合 年金：厚生年金 ※加入要件：勤務期間が2か月を超えること（超えることが見込まれる場合を含む）	加入要件を満たす場合に加入。 健康保険：公立学校共済組合 年金：厚生年金 ※加入要件：週の所定勤務時間が20時間以上であること、勤務期間が2か月を超えること（超えることが見込まれる場合を含む）、報酬月額が8万8千円以上であること	
雇用保険	任用が6ヶ月未満の場合加入	加入あり（1週につき20時間以上の勤務で31日以上雇用が見込まれる場合）	
出張	正規職員と同じ	原則不可	
公務災害	地方公務員災害補償基金	労働者災害補償保険法	

※（注意1）本市の会計年度任用職員の勤務経験がある場合は、報酬額が加算される場合があります。記載の報酬額及については、例規改正等により変更される場合があります。

